

北海道大規模小売店舗立地法手続要領

平成15年 7月31日
地産第400号
一部改正
平成15年12月19日
平成17年 8月 1日
平成19年 7月31日
平成21年 4月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 6月 1日
平成30年 4月 1日

第1 趣旨

この要領は、北海道（札幌市域及び北斗市域を除く）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事項について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 市町村

届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村をいう。

(2) 総合振興局又は振興局

前号の市町村の所在する総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課をいう。

(3) 関係行政機関

届出の内容が実施されることにより影響が生じることが予想される交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物、まちづくり等に関連する関係法令等を所管する公安委員会、道路管理者、市町村等の行政機関をいう。

(4) 審議会

北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号）で設置された北海道大規模小売店舗立地審議会をいう。

第3 届出等

1 事前説明

- (1) 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出を予定する日の2か月前までに、総合振興局又は振興局及び関係行政機関に対し、「届出書案（届出書及び添付書類として提出を予定している書類）」により新設又は変更計画の内容を説明するよう努めること。
- (2) 総合振興局又は振興局に対する説明は、届出書案を2部提出して行うものとする。

2 届出書等の提出先及び提出部数

- (1) 届出書等（届出書及び添付書類）の提出先は総合振興局又は振興局とする。
- (2) 届出書等は、正本1部、副本として次の部数を提出するものとする。

ア	法第5条第1項の規定による届出	14部
イ	法第6条第1項の規定による届出	6部
ウ	法第6条第2項の規定による届出	14部
エ	法第6条第5項の規定による届出	2部
オ	法第8条第7項の規定による届出	13部
カ	法第9条第4項の規定による届出	13部
キ	法第11条第3項の規定による届出	2部
ク	法附則第5条第1項の規定による届出	14部

3 軽微な変更

- (1) 規則第8条に規定する軽微な変更を行おうとする者は、事前説明に努め、届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式1により申出するものとする。
- (2) 総合振興局又は振興局は、前項の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式2により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに軽微な変更と認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式3-1又は3-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式4により通知するものとする。

第4 公告及び縦覧

- 1 公告（法第7条第2項に掲げる公告を除く）は、本庁経済部地域経済局中小企業課のホームページへの掲載により行う。
- 2 縦覧の場所は、総合振興局又は振興局及び本庁経済部地域経済局中小企業課とする。
また、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出については、市町村の協力が得られる場合は市町村においても縦覧する。

第5 説明会の開催等

- 1 法第7条第1項に規定する説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、開催日時、開催場所、周知方法等（以下「開催方法等」という。）について、総合振興局又は振興局及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。
- 2 説明会開催者は、開催方法等を決定した場合は、説明会開催の日の10日前までに総合振興局又は振興局及び市町村へ別紙様式5により報告するものとする。
- 3 総合振興局又は振興局は、法施行規則第11条第1項のただし書きの規定に基づき2回以上の回数を指定する場合は、届出後2週間以内に説明会開催者に別紙様式6により通知するものとする。
- 4 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内を掲載すること。
 - (2) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内のちらしを折り込み広告すること。
 - (3) その他総合振興局又は振興局が適当と認める方法。
- 5 掲示による説明
 - (1) 説明会開催者は、規則第11条第2項の規定に基づき説明会に代えて掲示で説明を行おうとする場合は、原則として届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式7により申出するものとする。
 - (2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式8により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに説明会を開催する必要がないと認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式9-1又は9-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式10により通知するものとする。
 - (3) 掲示による説明に当たっては、別紙掲示例を参考に当該店舗の所在する敷地内の見やすい場所に、掲示による説明を認める通知があった日以降から縦覧が終了するまでの間掲示すること。

6 説明会開催者は、説明会開催後2週間以内に総合振興局又は振興局及び市町村に対し、その結果を別紙様式11により報告するものとする。

なお、前項の規定により説明会に代えて掲示による説明を行った場合には、当該掲示の内容を別紙様式12により又掲示終了後に掲示期間内に述べられた意見等を別紙様式13によりそれぞれ総合振興局又は振興局及び市町村に遅滞なく報告するものとする。

7 説明会が開催できないと認める場合

(1) 説明会開催者は、規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、届出内容の周知方法等について市町村と協議に努め、説明会開催を予定していた日から1週間以内に総合振興局又は振興局に別紙様式14により申出するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、申出者に対し、申出の日から1週間以内に承認の可否の通知を別紙様式15-1又は15-2により行うものとする。また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式16により通知するものとする。

第6 道意見等

1 市町村意見

法第8条第1項に規定する市町村への通知及び意見聴取は、別紙様式17により行うものとする。

2 住民等意見

法第8条第2項の規定に基づき意見書を提出する者は、別紙様式18により総合振興局又は振興局へ提出するものとする。

3 道意見

(1) 総合振興局又は振興局は、法第8条第4項の規定により道の意見を有する場合には別紙様式19により、道の意見を有しない場合には別紙様式20により当該届出者に通知するものとする。

また、市町村に対し、当該届出者に通知した意見の内容について別紙様式21により通知するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、道の意見を述べる旨又は述べない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 法第8条第7項の規定により道の意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第16条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は振興局へ届出するものとする。

また、道へ変更しない旨の通知をしようとする者は、別紙様式22により総合振興局又は振興局へ通知するものとする。

(4) 前号の届出又は通知は、当該道の意見が述べられてから1年以内（法第5条第1項第6号に掲げる事項に係るものについては2か月以内）に行うよう努めるものとする。

第7 勧告及び公表

1 勧告

(1) 総合振興局又は振興局は、法第8条第7項の規定による届出又は通知があった場合は、別紙様式23により市町村に意見を聴くものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、法第9条第1項に規定する勧告を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 総合振興局又は振興局は、勧告を行う場合には別紙様式24により当該届出者に通知するとともに、市町村に対し、当該勧告の有無について判断した結果を別紙様式25により通知するものとする。

(4) 法第9条第4項の規定により勧告を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第18条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は

- 振興局へ届出するものとする。
(5) 前号の届出は、当該勧告が行われてから2か月以内に行うよう努めるものとする。

2 公表

- (1) 法第9条第7項に規定する公表は、総合振興局又は振興局の掲示場への掲示及び報道機関への資料提供など適宜の方法により行うものとする。
(2) 公表を行う事項は、次の各号に掲げる事項とする。
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ 建物設置者の住所並びに氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ウ 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容
エ 前号の勧告に従わないこととした事項の概要
(3) 総合振興局又は振興局は、公表を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。
(4) 総合振興局又は振興局は、公表をした場合には別紙様式26により市町村へ通知するものとする。

第8 報告等

法第14条の規定による報告は、別紙様式27によるものとする。

第9 廃止の届出及び承継の届出

総合振興局又は振興局は、法第6条第5項及び法第11条第3項の届出があつた場合、市町村に対し別紙様式28により届出があつた旨通知するものとする。

第10 補則

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

軽微な変更に係る申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更を行いたいので、北海道大規模小売店舗立地法手続要領第3の3(1)により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出(を予定している)年月日
年 月 日
- 3 変更の内容
 - (1) 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - (2) 変更(を予定している)年月日
年 月 日
 - (3) 変更する理由
- 4 当該変更が軽微であるとする理由(大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないとする理由)

※変更の内容を示す図面(変更前後の配置図等)を添付のこと

(別紙様式2)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

軽微な変更に係る申出に対する意見について (照会)

このことについて、(申出者) から、大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更と認めるよう、別添申出書(写) のとおり申出がありました。

つきましては、軽微な変更と認めることについて、 年 月 日までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を提出してください。

なお、期日までに意見の提出がない場合には、軽微な変更と認めることについて意見が無いものとして取り扱いますので御了承願います。

(別紙様式 3 - 1)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

軽微な変更の承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変化しないものと認められますので、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定に基づく軽微な変更と認めます。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 3 - 2)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

軽微な変更の不承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変化しないものと認められません (判断することができない) ので、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定に基づく軽微な変更と認めません。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 認められない (判断できない) 理由

(別紙様式4)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

軽微な変更に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更と別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 5)

説明会開催予定報告書

年 月 日

北海道知事
様
(市町村) 長

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会について、次のとおり開催する予定なので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 開催日時	
3 開催場所 (会場名、所在地)	
4 周知方法	
5 地元市町村との協議状況	
6 その他	

※説明会で使用する予定の資料を添付すること。

(別紙様式 6)

記 号
年 月 日

(届 出 者) 様

北海道知事

説明会開催回数の指定について（通知）

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会について、同法施行規則第 1 条第 1 項ただし書きの規定により、次のとおり開催回数を指定します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催回数
- 3 開催回数を指定する理由

(別紙様式 7)

掲示による説明実施申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づく掲示による届出等の要旨説明を実施したいので、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 5 (1) により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出（を予定している）年月日
年 月 日
- 3 変更の内容
 - (1) 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - (2) 変更（を予定している）年月日
年 月 日
 - (3) 変更する理由
- 4 大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催しない理由（大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由）
- 5 説明会に代えて届出等の要旨を掲示する場所
(図面を添付)

(別紙様式 8)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

掲示による説明実施申出に対する意見について（照会）

このことについて、（申出者）から、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づく掲示による届出等の要旨説明を実施したい旨、別添申出書（写）のとおり申出がありました。

つきましては、説明会に代えて掲示による説明を実施することについて、
年
月 日までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を提出してください。

なお、期日までに意見の提出がない場合には、掲示による説明について意見が無いものとして取り扱いますので御了承願います。

(別紙様式 9 - 1)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

掲示による説明の承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないものと認められますので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会に代えて掲示による説明を実施することを認めます。

なお、届出後、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 5 (3) に基づき掲示を実施するとともに、同要領第 5 の 6 なお書きによる報告をしてください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 9 - 2)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

揭示による説明の不承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないものと認められません (判断することができない) ので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催してください。

なお、早急に説明会の開催方法等について、検討願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 認められない (判断できない) 理由

(別紙様式 10)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

掲示による説明実施に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会に代えて掲示による説明を実施することを別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 1 1)

説明会開催結果報告書

年 月 日

北海道知事
様
(市町村) 長

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会について、次のとおり開催したので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称 及び所在地	
2 開催日時	
3 開催場所 (会場名、所在地)	
4 出席者 (1) 設置者側 ・ 氏名、役職等 (2) 住民側 ・ 出席者の状況	
5 議事の概要	
6 陳述意見等の概要	
7 上記6に対する設置者 側の応答	
8 その他	

※開催日、開催場所ごとに作成すること。

※説明会で配布した資料を添付すること。

(別紙様式 1 2)

掲示による説明実施状況報告書

年 月 日

北海道知事
様
(市町村) 長

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会に代え、掲示による説明を次のとおり実施しているので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 掲示による説明開始日	年 月 日
3 掲示箇所数及び掲示場所 (図面添付)	
4 その他	

※掲示の写し及び掲示状況の写真を添付すること。

(別紙様式 13)

掲示による説明実施結果報告書

年 月 日

北海道知事
様
(市町村) 長

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会に代え、掲示による説明を次のとおり実施したので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 掲示による説明実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 掲示期間中に述べられた意見等	
4 上記3に対する対応状況	

(別紙様式 1 4)

説明会開催不能申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、 年 月 日付けで届出を行った次の大規模小売店舗の新設（変更）に関し、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催することができませんので、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 7 (1)により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由（大規模小売店舗立地法施行規則第 1 3 条第 1 項各号のうち該当する事由とその内容）
- 3 説明会に代えて届出等の内容を周知する方法

(別紙様式 15 - 1)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

説明会開催不能申出の承認について (通知)

年 月 日付で申出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについては、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当する事由と認められますので、申出のあった説明会に代わる周知方法により届出等の内容を周知してください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 15 - 2)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

説明会開催不能申出の不承認について (通知)

年 月 日付で申出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについては、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当する事由と認められませんので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催してください。

なお、早急に説明会の開催方法等について、検討願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 該当すると認められない理由

(別紙様式 16)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

説明会開催不能申出に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当するものと別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出書（写）及び申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 17)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する意見について（照会）

このことについて、別添のとおり大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき届出がありました。

つきましては、別途北海道経済部地域経済局中小企業課のホームページへの掲載により届出の概要について公告しますが、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの貴市（町村）意見を同法第 8 条第 1 項の規定に基づき照会しますので、当該公告の縦覧終了期日（公告の日から 4 か月後）までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ別紙意見書により提出してください。

また、届出に係る各内容について可能な限り広範に周知するため、貴市（町村）におかれましても届出書を道同様に縦覧くださるようお願いいたします。

大規模小売店舗立地法に関するホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.htm>

※届出書及び別紙を添付のこと

(別紙)

大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村意見

市 町 村 名	
対象となる大規模小売店舗の名称	

記

- 1 意見の項目
- 2 意見の内容
- 3 上記意見の根拠となる指針等の内容

注1) 「1 意見の項目」は、次のとおりとする。

○総括的事項

○駐車需要の充足等周辺住民の利便、業務の利便の確保に係る事項

- ・ 駐車需要の充足等交通に係る事項
- ・ 歩行者の通行の利便に係る事項
- ・ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ・ 防災・防犯対策への協力

○騒音の発生等周辺的生活環境の悪化の防止のための事項

- ・ 騒音の発生に係る事項
- ・ 廃棄物に係る事項
- ・ 街並みづくり等への配慮等

○その他の事項

注2) 法や指針の趣旨に鑑み、意見の内容は「周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見」に限定し、「需給調整的な内容や指針の範囲を超えた負担を設置者に求める」ものとならないよう充分留意すること。

また、変更届出の場合は、当該変更に係る意見とされているので留意すること。

注3) 「3 意見の根拠となる指針等の内容」には、意見の根拠となる指針等の記述部分や届出書の内容で意見の対象となる具体的な部分等について具体的に記載すること。

(意見がある場合は、必ず記載し、意見の根拠等を明確にすること)

注4) この意見の内容については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、公告されるとともに縦覧に供します。

意見書

年 月 日

北海道知事 様

(住所、所在地)

(氏名、団体の場合は団体名及び代表者名)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。

なお、うら面の意見書の内容については、同条第3項の規定により、縦覧されることを了承します。

--- <注意事項> -----

1 この意見の内容については、同法第8条第3項の規定に基づき、意見の概要が公告されるとともに、うら面の意見書を縦覧に供します。(ただし、意見の内容が公序良俗に反するようなものは除きます。)

なお、このおもて面は同法第8条第3項の規定による縦覧には供しませんので、必ず住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名を記入してください。

住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名の記載がないものは、無効として取り扱います。

2 この意見の内容については、同法第8条第2項の規定により、「大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」となっており、それ以外の事項の意見の提出はできませんので御注意ください。

また、意見の提出期限を過ぎた意見書は受理できませんので御注意ください。

3 意見の提出先は、該当する大規模小売店舗の所在地の総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課となりますので、御不明の点等については、総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の住所	
意見の対象となる生活環境 保持のために配慮すべき事 項	
意 見	

(別紙様式 19)

記 号
年 月 日

(届出者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった大規模小売店舗の新設(変更)について、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり当該届出に係る意見を通知します。

なお、意見の内容を十分に検討のうえ、同条第 7 項の規定に基づく手続を行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の項目及び内容
- 3 意見の根拠となる指針等の内容

(別紙様式 20)

記 号
年 月 日

(届出者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗の新設(変更)について、当該届出に係る意見はありませんので、この旨同法第 8 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 2 1)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る道意見について(通知)

年 月 日付で(届出者名)から届出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べた(意見を有しない通知をした)ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出者への通知文(写)を添付のこと

(別紙様式 2 2)

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

年 月 日付け(記号)で通知のあつた北海道の意見に関し、次の理由により届出事項を変更しませんので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

(別紙様式 23)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく道意見に係る届出事項変更の届出
(変更しない旨の通知) に対する意見について (照会)

年 月 日付で (届出者名) から届出があった次の大規模小売店舗の新設 (変更) について、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づき道意見を通知したところですが、届出者から別紙のとおり届出事項を変更する旨の届出 (変更しない旨の通知) がありました。

つきましては、当該届出 (通知) の内容について、年 月 日までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を別紙意見書により提出してください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出事項変更届出書 (届出事項を変更しない旨の通知書) (写) 及び別紙を添付のこと

(別紙)

届出事項変更の届出（変更しない旨の通知）に対する市町村意見

市 町 村 名	
対象となる大規模小売店舗の名称	

記

1 届出（通知）内容に対する意見

- 意見あり
- 意見なし

以下、「意見あり」の場合に記載

2 意見の項目

3 意見の内容

4 上記意見の根拠となる指針等の内容

注) 届出（通知）内容では、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると思われる場合について、「意見あり」とすること。

(別紙様式 2 4)

記 号
年 月 日

(届 出 者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)について(勧告)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった大規模小売店舗の新設(変更)について、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり勧告します。

また、この勧告の内容は、同条第 3 項の規定に基づき公告します。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同条第 4 項の規定に基づく届出を行ってください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 勧告の内容

3 勧告の理由

年 月 日付け(記号)で述べた道意見に対し、 年 月 日付けで届出のあった(通知のあった)内容では、意見を適正に反映させているとは判断できず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため

注) 正当な理由なくこの勧告に従わなかったときは、同条第 7 項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

(別紙様式 25)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る勧告について(通知)

年 月 日付で(届出者名)から届出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づき、別紙のとおり勧告した(勧告しなかった)ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出者への勧告文(写)を添付のこと

(別紙様式 26)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく公表について (通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった大規模小売店舗の新設 (変更) について、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、(届出者) に対して勧告したところですが、次の理由から、同条第 7 項の規定に基づき、
年 月 日付け (北海道公報) に別添写しのとおり公表したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 公表の理由
勧告内容が適正に行われていないため

※ (北海道公報) の写しを添付のこと

(別紙様式 27)

報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

設置者（小売業者）の住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

年 月 日付け（記号）で、大規模小売店舗立地法第14条（第1項）
（第2項）

の規定に基づき照会のあった事項について、別紙のとおり報告します。

(別紙様式 28)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について (通知)

このことについて、別添のとおり大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき届出がありましたので通知します。

※届出書を添付のこと

(別紙掲示例〔第5の5の(3)関係〕)

掲示による説明を行う場合の掲示内容について

○内 容

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出者（建物設置者）の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名並びに所在地
- 3 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 届出添付書類の要旨（変更内容図等）
- 7 掲示期間
- 8 掲示内容問い合わせ先
 - ・住所
 - ・法人名／部署名／担当者役職氏名
 - ・電話番号／FAX番号
 - ・ホームページ／電子メールアドレス
- 9 その他

以下の文言を必ず記載すること

注1) これは、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

注2) 北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課（市町村において縦覧している場合には当該縦覧場所も追加）において、届出書類等の縦覧を実施しております。

また、この届出に関し、店舗周辺の地域の生活環境の保持のため、届出者が配慮すべき事項について意見を有する方は、所定の用紙により北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課あて意見書を提出することができます。

大規模小売店舗立地法に関する道庁ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.htm>

○規格等

日本工業規格A3以上の大きさの用紙、板等に見やすい文字の大きさに記入すること。屋外に掲示する場合は、風雨等のために容易に消失、破損又は倒壊しない構造とすること。